

医療法人真生会 看護小規模多機能型居宅介護 こころの家 運営規程

(目的)

第 1条 この規程は、医療法人真生会が設置運営する看護小規模多機能型居宅介護こころの家（以下、「事業所」という。）が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、また医療ニーズの高い利用者においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通い、宿泊、訪問の各サービス形態で、必要な日常生活上の援助や医療的ケアを行うことにより、利用者の生活の支援を行い、また要介護者の孤独感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第 2条 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、宿泊及び訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、最も適したサービスを療養上の管理の下で提供する。
- 2 サービスの提供にあたっては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
 - 3 看護サービスの提供にあたっては、主治医との密接な連携及び居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう努める。
 - 4 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう支援する。
 - 5 地域や家族との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療福祉サービス等との密接な連携に努める。
 - 6 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
 - 7 真生会訪問看護ステーションこころと一体的に運営する。

(事業所の名称及び所在地)

第 3条 事業所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

- (1)名称 看護小規模多機能型居宅介護 こころの家
- (2)所在地 富山県射水市橋下条1564番地

(職員数および資格・職務内容)

第 4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者:1名 保健師または看護師 1名

管理者は、事業所を代表し、業務の総括にあたる。所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をする等、適切な事業の運営が行われるよう総括する。また利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2)介護支援専門員:1名以上

利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者のサービス計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センター等、他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3)看護職員:2.5名以上

利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携に基づき、適切な看護サービスの提供を行う。又、夜間は当訪問看護ステーションのオンコール担当看護師が対応する。

(4)介護職員:12名以上

看多機サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。また、宿泊サービスの利用者に対して夜間及び深夜の勤務を行う従業者を1名以上配置する。

(5)必要時、真生会富山病院のリハビリ職員や管理栄養士との連携を図る。

(6)その他の業務の状況に応じて、職員数を増減する。

(勤務体制の管理)

第 5条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこととする。

2 事業所は、従業者の資質向上のために、その研修等の機会を確保することとする。

(営業日及び営業時間)

第 6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日 :年中無休とする。

(2)営業時間

1)通いサービス 午前9時から午後4時まで

2)宿泊サービス 午後4時から翌朝9時まで

3)訪問サービス 午前9時から午後5時まで

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、宿泊及び訪問サービスを提供する。

看護小規模多機能型居宅介護
こころの家運営規程

(定員)

- 第 7条 当事業所における登録定員は 29名 とする。
- (1) 通いサービスの利用定員は 18名 とする。
- (2) 宿泊サービスの利用定員は 9名 とする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 8条 通常の事業の実施区域は原則として富山県射水市全域とする。

(サービスの内容)

- 第 9条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴・排せつ等の日常生活上の世話、療養上の世話または必要な診療の補助、機能訓練及び医療的ケア等を提供する。

1) 日常生活上の援助

日常生活の動作及び能力に応じて、必要な介助を行う。

2) 療養上の世話または必要な診療の補助

3) 健康管理及びケア

利用者の全身状態の把握、医療的ケアの実施

4) 機能訓練

利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るために支援する。また、利用者の意向を踏まえた在宅生活の継続のための支援を行う。

5) 食事支援

6) 入浴などの身体保清支援

7) 排せつ援助

(2) 訪問(看護・介護)サービス

利用者の自宅に訪問し、主治医の訪問看護指示及び居宅サービス計画に基づいた療養上の世話又は必要な診療の補助や、食事や入浴、排せつ、買い物、掃除等の日常生活上の世話及び機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所に宿泊し、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や療養上の世話または必要な診療の補助、医療的ケアを提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護及び在宅療養等に関する相談及び助言、介護保険に関する申請代行等を行う。

(5)短期利用

- 1)こころの家の登録者数が、定員未満であって、利用者の状態や家族等の事情により急に利用することが必要と認めた場合。
- 2)指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急性を認めた場合且つ、事業所の介護支援専門員が提供に支障がないと認めた場合。

(居宅サービス計画)

第10条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分に把握し、看護師等と密接な連携を図りつつ、個別に居宅サービス計画を作成する。

- 2 居宅サービス計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、職員等と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅サービス計画を作成する。
- 4 居宅サービス計画を基本としつつ、利用者の日常生活等の希望を勘案し、適切に通い、宿泊及び訪問サービスを組み合わせた看護及び介護を行うとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 5 居宅サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともに、居宅サービス計画書を交付し、利用者の同意を得る。
- 6 第9条(5)については、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第11条 サービスを提供した際には、その提供日時及び状況やケア内容を記載する。

(利用料及びその他の費用の額)

第12条 事業所の利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護報酬の1～3割とする。

- 2 サービスを開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解と同意を得る。
- 3 宿泊費、食費、オムツ代、その他サービスのうち日常生活においても通常必要になるもので、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とし別途定める。

(苦情対応)

第13条 利用者及びその家族は提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。苦情対

応は次に掲げる体制を整備する。

- (1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- (2) 苦情を受けつけた場合には、苦情の内容等を記録する。
- (3) 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行うこととする。

(緊急時における対応方法)

第14条 サービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な処置を講ずる。

(事故防止及び発生時の対応)

第15条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故防止の指針を策定し、体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に対して連絡を行う等、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況等を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 5 検討した対策は職員等に周知し、再発防止に努める。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合、その他法令に定める場合を除き、事前に同意なく、第三者に提供しないものとする。

- 2 職員は在職中のみならず、退職後においても、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものと

する。

(身体拘束の適正化の推進)

第18条 本事業所は身体拘束を行わない。但し、利用者又は他の利用者の生命又は、身体を保護する為の緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、利用者又はご家族の同意を得て、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、定期的に評価を行い必要最小限に努める。

2 指針を整備し定期的に勉強会を開催する。

(業務継続計画)

第19条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するために業務継続計画を策定する。その業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第20条 事業所は、従業者等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その内容について十分に周知する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のため指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、研修を定期的実施する。

(衛生管理)

第21条 看多機サービスに使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に努める。

(非常災害対策)

第22条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合は、別途定める「消防計画」により対応する。なお、この消防計画及び防火管理者は、管轄する消防署に届け出ている。また、消防署の指揮の下、火災発生を想定した避難・通報・消火の総合的訓練を毎年、定期的実施する。

(運営推進会議)

第23条 看多機サービスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。

看護小規模多機能型居宅介護
こころの家運営規程

- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、自治会役員、民生委員、射水市の担当職員若しくは事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び当該サービスについての知見を有する者、及び職員とする。
- 4 運営推進会議の内容は、サービスの提供回数等の活動状況を報告し、会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(その他の運営について)

第24条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2)継続研修 年2回
- 2 職員等は、その勤務中常に身分を明らかにする証書や名札等を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和 3年 3月 1日から施行する。

この運営規程は、令和 6年 3月15日より一部変更する。